2　前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを一円に切り上げた額）（当該学生の第一種学資貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合にあっては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額）とする。

一　地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程　五三五、八〇〇円

二　私立の大学の大学院の課程　七七六、〇〇〇円

第一条の二第一項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第八条の二第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第三項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　一二、八〇〇円

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十七号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設

第二条に次の一号を加える。

十五　母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて前条第六号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十八号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ニ中「総括審議官」の下に「、審議官」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百三十一人」を「六百三十三人」に改める。

附則第二十一項及び第二十二項を削る。

附則第二十三項の前の見出しを削り、同項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を附則第二十一項とし、同項の前に見出しとして「（千葉県警察に関する特例）」を付し、附則第二十四項を附則第二十二項とする。

附則第二十五項中「附則第二十三項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　令和七年三月三十一日までの間は、千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項並びに附則第二十一項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三十人を加えた人員とする。